

# 山口県報

平成17年  
10月21日  
(金曜日)

## 目次

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....一  
道路の区域の変更(道路整備課).....二  
道路の供用の開始(道路整備課).....二  
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....三  
河川区域の変更による廃川敷地等(河川課).....三  
県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(会計課).....四  
共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(会計課).....四  
公告  
平成十七年度山口県補正予算の要領の公表(財政課).....五  
土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課).....五  
種番証明書の交付(畜産課).....〇  
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....〇  
一般競争入札の実施(会計課).....〇  
公安委規則  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....五  
山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....五  
公安委告示  
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正.....五  
指定講習機関の変更の届出.....八

### 山口県告示第五百六十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年十月二十一日から同年十一月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年十月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー株式会社  
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー株式会社南陽事業所  
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 ( $m^3$ /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 時間
三三三一二	二・四	平成一七、 一、二、四	平成一八、 二、二	平成一八、 二、三	断 続 六時間 変動なし

備考 「三三三一二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する静置分離器をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常 最 大	通 常 最 小	
水素イオン濃度 (水素指数)	九・六	七・五	〇・三
化学的酸素要求量 (mg/l)	二・五	一・五	〇・三
浮遊物質量 (mg/l)	一	一	〇・三
窒素 (mg/l)	二・四	四・八	〇・三
リン (mg/l)	四・八	四・八	〇・三

四 排水の汚染状態の値及び排水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常 最 大	通 常 最 小	
No. 2 排 水 口	二・四	三・三	二・六三九、一〇〇
No. 1 排 水 口	二・三	二・五	二・二八、八〇〇

山口県告示第五百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成十七年十月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十月二十一日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道  
 路線名 四三五号  
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
美祢市豊田前町麻生下字長登路六四一の一地先から	旧	最狭 四・七・五	一、〇四一・〇	

同市豊田前町麻生下字中山埜三三五の一地先まで

新 最狭 一・六・八  
 最狭 一四四・七  
 一、〇二三・四  
 道路改良工事の完了による。

山口県告示第五百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成十七年十月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十月二十一日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
四三三号 一般国道	美祢市豊田前町麻生下字長登路六四一の一地先から同市豊田前町麻生下字中山埜三三五の一地先まで	平成十七年十月十二日

山口県告示第五百六十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十五年山口県告示第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十月二十一日

山口県知事 二井 関成

二 区域の範囲  
 迫町二丁目(2)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた区域(標柱二十三号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱二十三号と三十二号を結んだ線に囲まれた区域を除く。)

市名	町名	地名	番	標柱番号
下関市	彦島迫町二丁目	二八七三の三		一号
		二八四六の三		二号
		二八四六の一		三号
		六〇八三の一		四号
		六〇八三の一		五号
		六〇八四の四		六号
		二九三二の三地先		七号
		二九二七の二地先		八号
		二九二六の五		九号
		二九二五の七		十号
		二九二四		十一号
		二九一四		十二号
	彦島本村町七丁目	六〇六五第一		十三号
		六〇六五第一		十四号
		六〇六一の一		十五号
		六〇六一の一		十六号
	彦島迫町二丁目	二九一四		十七号
		二九〇五の一		十八号
		二九〇二の三		十九号

山口県告示第五百六十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 河川の名称  
 島田川水系笠野川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
 平成十七年十月二十一日
- 三 廃川敷地等の位置  
 周南市大字大河内字土井三七〇番四地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
 土地 五二・九一平方メートル

二八九八の四	二十号
二八九七の三	二十一号
二八九六の一	二十二号
六〇八三の一	二十三号
六〇八四の一	二十四号
六〇八六	二十五号
六〇七〇	二十六号
六〇七〇	二十七号
六〇七〇	二十八号
六〇六九	二十九号
六〇七一	三十号
六〇七二	三十一号
六〇七三の一	三十二号

山口県告示第五百七十号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十七年山口県告示第五十八号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 二 中「及び」を、「財務会計システム再構築に係る基本計画作成及び基本設計業務並びに」に改める。
- 三に次のように加える。
- (三) 共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合の競争入札参加資格及び当該競争入札参加資格の審査の申請の時期、方法等については、知事が別に定めるところによる。

山口県告示第五百七十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の五第一項の規定により、財務会計システム再構築に係る基本計画作成及び基本設計業務の契約に係る一般競争入札に共同企業体を結成して参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年十月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 経営規模等入札参加資格
  - 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (一) 政令第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- (二) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十七年山口県告示第五十八号)に基づき資格審査において、システムの設計及び開発につ

二 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記様式)及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 委任状

(二) 申請書等の提出場所

山口県出納局会計課 山口市滝町一番一号

(三) 申請書等の提出期間

随時とする。

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

三 その他

この審査についての問合せは、山口県出納局会計課(電話〇八三一九三三―三九九〇)にすること。

別記様式

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

①

下記の共同企業体について、貴県所管に係る財務会計システム再構築に係る基本計画作成及び基本設計業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

共同企業体の名称	
商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)	
成	
員	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



(五七八)平成十七年度山口県補正予算の歳入の公表

平成十七年九月三十日山口県議会定例会及び議決された平成十七年度山口県補正予算の歳入の公表の旨を通知す。

平成十七年十月十一日

山口県民部 川井 隆 啓

平成17年度山口県一般会計補正予算(第3号)

平成17年度山口県の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ452,089千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ747,201,242千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入

款 項	補 正 額	補正前の額	計
7分担金及び負担金	54,491	7,802,859	7,857,350
1分 担 金	1,140	505,840	506,980
2 負 担 金	53,351	7,297,019	7,350,370
9国庫支出金	53,805	116,134,990	116,188,795
1国庫負担金	△7,800	38,544,421	38,536,621
2国庫補助金	61,605	74,546,665	74,608,270
13繰 越 金	154,709	0	154,709
1繰 越 金	154,709	0	154,709
14諸 収 入	45,084	85,319,264	85,364,348

円

事 項	期 間	限 度	額
15 県 債	1 県 債	144,000	96,122,000
歳 入	合 計	452,089	747,201,242
歳 出	合 計	746,749,153	747,201,242
2 総 務 費	1 総務管理費	206,160	37,581,433
	3 徴 税 費	189,605	13,647,797
	7 統計調査費	16,023	7,400,733
	7 統計調査費	532	1,373,237
3 民 生 費	4 児童福祉費	23,145	66,930,184
	7 生活保護費	21,744	12,553,982
	7 生活保護費	1,401	2,931,272
4 衛 生 費	8 医 薬 費	412	22,124,206
	8 医 薬 費	412	22,124,618
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	79,154	62,811,785
	2 畜 産 業 費	25,040	18,273,825
	3 農 地 費	7,899	1,289,538
	4 林 業 費	22,396	23,036,105
	5 水 産 業 費	4,885	9,741,959
	5 水 産 業 費	18,934	10,470,358
	5 水 産 業 費	134,449	128,845,943
	2 道路橋りょう費	134,449	51,376,094
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	134,449	51,376,094
10 教 育 費	1 教育総務費	8,769	151,040,623
	4 高等学校費	3,732	11,937,231
	8 社会教育費	3,900	33,765,087
	8 社会教育費	1,137	3,247,097
第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正	合 計	452,089	746,749,153
追 加	合 計	746,749,153	747,201,242

1 橋りょう補修事業の年度を越える工事を一括契約すること(大橋)(国道437号)	平成17年度から平成18年度まで	180,000千円
2 緊急地方道路整備事業の年度を越える工事を一括契約すること(宇部湾岸線(南高架)橋上第6工区)	平成17年度から平成19年度まで	980,000千円
3 "	平成17年度から平成18年度まで	480,000千円

第3表 地方債補正 変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の方法 利率	限度額	起債の方法 利率
区域営農団地農道整備事業	2,161,000	証書借付 利率は 8.0%	2,201,000	証書借付 利率は 8.0%
農免農道整備事業	444,000	証書借付 利率は 8.2%	455,000	証書借付 利率は 8.2%
県営一般農道整備事業	25,000	公庫資金 利率は 8.2%	27,000	公庫資金 利率は 8.2%
経営体育成基盤整備事業	617,000	その他貸付 利率は 協定による。	622,000	その他貸付 利率は 協定による。
広域水産物供給基盤整備事業(魚港)	362,000	借入先との協定 利率は 協定による。	429,000	借入先との協定 利率は 協定による。
漁港海岸環境整備事業	264,000	ただし、 利率見直し 方式で借 入る政府公 庫資金に ついては、 利率は直 見し率に よる。	235,000	ただし、 利率見直し 方式で借 入る政府公 庫資金に ついては、 利率は直 見し率に よる。
舗装補修事業	50,000	ただし、 利率見直し 方式で借 入る政府公 庫資金に ついては、 利率は直 見し率に よる。	40,000	ただし、 利率見直し 方式で借 入る政府公 庫資金に ついては、 利率は直 見し率に よる。
緊急地方道路整備事業(道路)	4,271,000	ただし、 利率見直し 方式で借 入る政府公 庫資金に ついては、 利率は直 見し率に よる。	4,329,000	ただし、 利率見直し 方式で借 入る政府公 庫資金に ついては、 利率は直 見し率に よる。
計	8,194,000		8,338,000	

平成17年度山口県一般会計補正予算(第4号)

平成17年度山口県の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,610,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ752,811,242千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
9 国庫支出金		3,111,674	116,188,795	119,300,469
	1 国庫負担金	2,617,398	38,536,621	41,154,019
	2 国庫補助金	494,276	74,608,270	75,102,546
12 繰入金		35,000	43,336,275	43,371,275
	2 基金繰入金	35,000	35,011,642	35,046,642
13 繰越金		452,326	154,709	607,035
	1 繰越金	452,326	154,709	607,035
15 県債		2,011,000	96,122,000	98,133,000
	1 県債	2,011,000	96,122,000	98,133,000
	合計	5,610,000	747,201,242	752,811,242
歳入				
歳出				
歳入歳出				
2 総務費		38,000	37,787,593	37,825,593
	1 総務管理費	28,000	13,837,402	13,865,402
	6 防災費	10,000	1,074,064	1,084,064
3 民生費		510,000	66,953,329	67,463,329
	4 児童福祉費	10,000	12,575,726	12,585,726
	8 災害救助費	500,000	57,290	557,290
6 農林水産業費		57,000	62,890,939	62,947,939

平成17年10月21日

事	項	補正		限度額
		期間	額	
8 土木費	4 林業費	57,000	9,746,844	9,803,844
	5 都市計画費	2,000	128,980,392	128,982,392
10 教育費	8 社会教育費	3,000	13,855,216	13,857,216
	11 災害復旧費	5,000,000	151,049,392	151,052,392
	1 農林水産施設災害復旧費	715,000	3,248,234	3,251,234
	2 土木施設災害復旧費	4,225,000	6,178,087	11,178,087
	4 学校施設等災害復旧費	60,000	1,266,880	1,981,880
歳出合計		5,610,000	4,751,207	8,976,207
歳入歳出合計		5,610,000	747,201,242	752,811,242
第2表 債務負担行為補正				
1 追加				
事	項	期間	限度額	
1	母子寡婦福祉資金に対する利子補給	平成17年度から平成26年度まで	(1) 平成17年度の利子補給の対象とする融資の総額は、140,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3%を限度とする額とする。	平成17年度の融資の総額は、350,000千円とする。
2	災害援護資金に係る市町村に対する利子補給補助金	平成17年度から平成27年度まで	(1) 平成17年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、350,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町村に対する利子補給補助金は、年3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	
2 変更				
事	項	補正期間	補正限度額	後限度額
1	生活福祉資金に対する利子補給	平成17年度から平成25年度まで	(1) 平成17年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3%を限度とする。	平成17年度の融資の総額は、100,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3%を限度とする。

第3表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災害援護資金貸付金	233,000	証券借入又は証券発行	全0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のものとした上で、特別の定めは、借入先と協議による。
単独港湾災害復旧事業	30,000		8.2%以内	
県立学校施設災害復旧事業	3,000		その他資金協	
水産業施設災害復旧事業	7,000		議利率に定める。利率で政府資金に及び、利率を先行し、方	
県営漁港施設災害復旧事業	98,000		率で政府資金に及び、利率を先行し、方	
計	371,000			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
小規模治山事業	36,000	証券借入又は証券発行	93,000	証券借入又は証券発行
土木現年補助災害復旧事業	999,000	政府資金8.0%以内	2,026,000	政府資金8.0%以内
土木現年単独災害復旧事業	70,000	その他資金	370,000	その他資金
補助港湾災害復旧事業	235,000	借入先との協議による	437,000	借入先との協議による
治山施設災害復旧事業	1,000	利率に	5,000	利率に
県有施設災害復旧事業	100,000	利率に	150,000	利率に

		当該 見直し後 の利率に よる。		当該 見直し後 の利率に よる。	
計	1,441,000		3,081,000		

平成17年度母子寡婦福祉資金特別会計補正予算 (第1号)

平成17年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ541,278千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款 入	項	補 正 額	補正前の額	計
1 繰 入 金	1 他会計繰入金	7,000	71,019	78,019
4 県 債	1 県 債	13,000	138,000	151,000
	合 計	20,000	209,019	229,019
歳 入 出 款	補 正 額	20,000	209,019	229,019
1 母子寡婦福祉資金	1 母子寡婦福祉資金	20,000	209,019	229,019
歳 出 款	合 計	20,000	521,278	541,278
第2表 地方債補正	第2表 地方債補正	20,000	521,278	541,278
変 更	計	20,000	521,278	541,278

(単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
母子寡婦福祉資金	138,000	政府予無利息償付業務停止の国の定める方法による。	151,000	政府予無利息償付業務停止の国の定める方法による。

平成17年度流域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

平成17年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,450,315千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金		2,000	972,906	974,906
2 国庫支出金		8,000	75,000	83,000
			0	8,000
3 繰入金		2,000	192,166	194,166
			192,166	194,166
			1,438,315	1,450,315
歳入	合計			
歳出	合計			
1 流域下水道事業費		12,000	1,438,315	1,450,315
			1,438,315	1,450,315
歳出	合計			
		12,000	1,438,315	1,450,315

平成17年度電気事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

第1条 平成17年度山口県の電気事業会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成17年度電気事業会計予算 (以下「予算」という。)第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額655,746千円は、過年度分損益勘定留保資金651,945千円及び当年度資本的収支調整額3,801千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額656,170千円は、過年度分損益勘定留保資金652,369千円及び当年度資本的収支調整額3,801千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	349,576千円	7,276千円	356,852千円
第1項 企業債	209,000千円	0千円	209,000千円
第3項 資本剰余金	140,576千円	7,276千円	147,792千円

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第4款 資本的支出	350,000千円	663,022千円	1,013,022千円
第2項 改良費	350,000千円	41,809千円	391,809千円

第3条 予算第8条の次に次の1条を加える。  
(企業債)  
第9条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小瀬川発電所災害復旧資金	千円 209,000	証券発行又は	政府資金8.0%以内 公庫資金8.1%以内 その他資金 借入先と協議して定める。 利率は貸し付け方式で政府資金	30年以内に毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還するものとする。特別のものについては、借入先と協議して定める条件による。



(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者又は共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十七年山口県告示第五百七十一号)に基づき資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体でその構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十七年山口県告示第五十八号)に基づき資格審査において、システムの設計及び開発について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成十七年十月二十一日から同年十一月三十日までの間のいずれの日においても業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成十五年十月一日から平成十七年十月二十一日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)の委託を受けて一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)又は財務会計システム再構築業務委託選定委員会の委員が所属する法人でないこと。

(八) 一に掲げる業務において他の共同企業体の構成員又は他の参加者でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県出納局会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県出納局会計課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第六百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もつた金額の百五分の百に相当する金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県出納局会計課

(三) 受領期限

平成十七年十一月二十九日午後五時(入札書を持参する場合は、平成十七年十一月三十日午後二時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県出納局第一号会議室

(二) 日時

平成十七年十一月三十日午後二時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案の評価

提案書に記載された全体概要、業務システム、システム基盤及び設計開発に係る提案について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体概要、業務システム、システム基盤及び設計開発に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び機能評価(システムの機能に関する提案の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 千点

(2) 機能評価

全体概要 二百点

業務システム 三百点

システム基盤 三百点

設計開発 二百点

4 適否判定

財務会計システム再構築業務委託選定委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、次に掲げる場合には、落札者とならない。

1 全体概要、業務システム、システム基盤又は設計開発に係る評価点が、入札説明書に定める合格基準点に満たない場合

2 提案書において、別表第一に掲げる評価の項目のうち、提案の趣旨、課題に対する提案、処理方式、システム運用、設計開発に係る全体スケジュール及び設計開発体制に関する提案の内容が、適切に記述されていない場合

3 十の(二)の4の適否判定において提案の内容について否と判定された場合

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機

能評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、機能評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成十七年十一月二日午後

五時までに山口県出納局会計課に提出すること。この場合において、共同企業体を結成して参加する者は、すべての構成員に係る2及び3に掲げる書類を提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成十七年十一月九日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書(外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

3 一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績について記載した書類

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局会計課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県出納局会計課(電話〇八三一九三三三三三〇)に問い合わせること。

十三 Summary

(1) Division in charge of the contract: Accounting Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature of the service to be purchased: Master planning and basic design of financial accounting system

(3) Term of the contract: From the day of the contract through 31 March, 2006

(4) Delivery place: Accounting Division, System Development Group, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: System Development Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural

(6) Time-limit for tender: 5:00 P.M., November 29, 2005 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M., November 30, 2005)

別表第 1

評価の項目	評価の基準
提案の趣旨	財務会計システムの開発に至る背景や課題を十分に考慮した上で、開発の目的及び提案の趣旨が明確に記述されていること。
作業の内容及びスケジュール	1 作業の内容及びスケジュールが提案されていること。 2 効率的な作業のスケジュールが提案されていること。
要員体制	できる限り適正かつ効率的な要員体制が提案されていること。
企画要員の経験及び資格	1 下記の者について記述されていること (1) BPR の手法を理解し、業務改革に関する知識及び経験を有する者 (2) 業務分析、要件定義及び設計に関する知識及び経験を有する者 (3) 会計業務及びシステムに関する知識及び経験を有する者 (4) 会計業務及びシステムの企画プロセスに関する知識及び経験を有する者 2 簿記、情報処理技術者、IT コーディネータ等の資格を有し、会計コンサルタントとしての能力が十分である者について記述されていること。 3 リーダーが、PMIP、情報処理技術者等の資格を有し、プロジェクトマネージャとしての能力が十分である者について記述されていること。
概要	BPR、業務フロー、システム評価及び分析、情報戦略策定、システム構想策定、システム計画等の局面において提案した手法、方法論、ツール等が記述されていること。
成果物	仕様の条件を満たす提案であること。
業績及び資格等	1 会計及び財務に関する官公署との取引実績が記述されていること。 2 会計及び財務に関する企画プロセスの実施経験が記述されていること。 3 ホストコンピュータから最近のトピソド技術に至るまでの広範囲の業務実績及びIT 動向調査又は評価を実施することが可能である場合には、その旨が記述されていること。 4 ISO9000等の資格、認証等を有していること。 5 セキュリティ又は個人情報情報の保護に関する認証等を有していること。
概要	仕様の条件を満たす提案であること。全体の枠組み、基本的な考え方、システム導入の背景や現行の財務会計システムの改善のポイントを考慮した上で、システムの概要について考え方や提案する運用経費の削減に関する考え方が説明されていること。また、運用経費の更なる削減に記述されている構成以外の構成要素も提案される場合は、評価の対象とする。
業	仕様の条件を満たす提案であること。全体の枠組み、基本的な考え方、システム導入の背景や現行の財務会計システムの改善のポイントを考慮した上で、システムの概要について考え方や提案する運用経費の削減に関する考え方が説明されていること。また、運用経費の更なる削減に記述されている構成以外の構成要素も提案される場合は、評価の対象とする。

業務	シ	ス	ナ	ラ	シ	ス		
業務体系	業務体系	財務会計システムにおけるシステム化範囲として、業務体系が記述されていること。なお、現行の財務会計システムの部分的な機能統合等による改変を内容とする提案であれば、評価の対象とする。この場合において、その変更点を明確にする点にも、その考え方や提案の理由が明確に記述されていること。	業務体系	財務会計システムにおけるシステム化範囲として、業務体系が記述されていること。なお、現行の財務会計システムの部分的な機能統合等による改変を内容とする提案であれば、評価の対象とする。この場合において、その変更点を明確にする点にも、その考え方や提案の理由が明確に記述されていること。	業務体系	財務会計システムにおけるシステム化範囲として、業務体系が記述されていること。なお、現行の財務会計システムの部分的な機能統合等による改変を内容とする提案であれば、評価の対象とする。この場合において、その変更点を明確にする点にも、その考え方や提案の理由が明確に記述されていること。	業務体系	財務会計システムにおけるシステム化範囲として、業務体系が記述されていること。なお、現行の財務会計システムの部分的な機能統合等による改変を内容とする提案であれば、評価の対象とする。この場合において、その変更点を明確にする点にも、その考え方や提案の理由が明確に記述されていること。
新業務フロー	新業務フロー	上記の業務体系を踏まえて、新しい業務フローについて記述されていること。この場合において、課題に対する解決策に関する部分について、上記で明確に記述されていること。	新業務フロー	上記の業務体系を踏まえて、新しい業務フローについて記述されていること。この場合において、課題に対する解決策に関する部分について、上記で明確に記述されていること。	新業務フロー	上記の業務体系を踏まえて、新しい業務フローについて記述されていること。この場合において、課題に対する解決策に関する部分について、上記で明確に記述されていること。	新業務フロー	上記の業務体系を踏まえて、新しい業務フローについて記述されていること。この場合において、課題に対する解決策に関する部分について、上記で明確に記述されていること。
機能一覧	機能一覧	1 必要となる機能が一覧で示され、かつ、その機能の概要が記述されていること。この場合において、照会機能も含め漏れなく記述され、かつ、画面、帳票、ハッチ処理等の区別が明確に記述されていること。 2 仕様の書に記述されている機能要件及びシステム要件に対する改善点等が明確に記述されていることととも、その理由が説明されていること。						
課題に対する提案	課題に対する提案	仕様の書に記述されている内容に十分留意した上で、下記の要件に対する具体的な対応策、実現方法等について記述されていること。(要否) (1) セキュリティ対策 (職責認証及びシリアルサインオン) (2) ワークフロー構成システム及びシステムとの連携 (3) エンタープライズシステムとの連携 (4) 全社機関 (データセンター) 間のデータ伝送 (5) 金融機関 (支店関係書類の決裁及び審査) の電子化 (6) ワークフロー構成システムとの連携 (7) ヘルプデスク (8) その他経験上想定される課題	課題に対する提案	仕様の書に記述されている内容に十分留意した上で、下記の要件に対する具体的な対応策、実現方法等について記述されていること。(要否) (1) セキュリティ対策 (職責認証及びシリアルサインオン) (2) ワークフロー構成システム及びシステムとの連携 (3) エンタープライズシステムとの連携 (4) 全社機関 (データセンター) 間のデータ伝送 (5) 金融機関 (支店関係書類の決裁及び審査) の電子化 (6) ワークフロー構成システムとの連携 (7) ヘルプデスク (8) その他経験上想定される課題	課題に対する提案	仕様の書に記述されている内容に十分留意した上で、下記の要件に対する具体的な対応策、実現方法等について記述されていること。(要否) (1) セキュリティ対策 (職責認証及びシリアルサインオン) (2) ワークフロー構成システム及びシステムとの連携 (3) エンタープライズシステムとの連携 (4) 全社機関 (データセンター) 間のデータ伝送 (5) 金融機関 (支店関係書類の決裁及び審査) の電子化 (6) ワークフロー構成システムとの連携 (7) ヘルプデスク (8) その他経験上想定される課題	課題に対する提案	仕様の書に記述されている内容に十分留意した上で、下記の要件に対する具体的な対応策、実現方法等について記述されていること。(要否) (1) セキュリティ対策 (職責認証及びシリアルサインオン) (2) ワークフロー構成システム及びシステムとの連携 (3) エンタープライズシステムとの連携 (4) 全社機関 (データセンター) 間のデータ伝送 (5) 金融機関 (支店関係書類の決裁及び審査) の電子化 (6) ワークフロー構成システムとの連携 (7) ヘルプデスク (8) その他経験上想定される課題
他システムとの連携	他システムとの連携	1 他システムとの連携について、具体的な連携方法、タイミン等が記述されていること。 2 考慮しておくべき事項があれば、その内容及び想定される対応方法が提案されていること。						
実態調査	実態調査	人札説明書の内容を踏まえ、実態調査の項目及び調査結果の分析方法について記述されていること。この場合において、考慮しておくべき事項等があれば、その内容が記述されていること。	実態調査	人札説明書の内容を踏まえ、実態調査の項目及び調査結果の分析方法について記述されていること。この場合において、考慮しておくべき事項等があれば、その内容が記述されていること。	実態調査	人札説明書の内容を踏まえ、実態調査の項目及び調査結果の分析方法について記述されていること。この場合において、考慮しておくべき事項等があれば、その内容が記述されていること。	実態調査	人札説明書の内容を踏まえ、実態調査の項目及び調査結果の分析方法について記述されていること。この場合において、考慮しておくべき事項等があれば、その内容が記述されていること。
基本的な考え方	基本的な考え方	財務会計システムを構築するに当たって、システム基盤の構築に係る基本的な考え方、方針等が整理して記述されていること。	基本的な考え方	財務会計システムを構築するに当たって、システム基盤の構築に係る基本的な考え方、方針等が整理して記述されていること。	基本的な考え方	財務会計システムを構築するに当たって、システム基盤の構築に係る基本的な考え方、方針等が整理して記述されていること。	基本的な考え方	財務会計システムを構築するに当たって、システム基盤の構築に係る基本的な考え方、方針等が整理して記述されていること。
ハードウェア及びソフトウェアの構成	ハードウェア及びソフトウェアの構成	1 仕様の要件を踏まえ、財務会計システム用に別途調達が必要となるハードウェア、基本ソフトウェア等のシステム構成について提案されていること。 2 必要となるハードウェアの信頼性向上方式が提案されていること。 3 提案するハードウェアの全体構成図及び各ハードウェアに搭載するソフトウェア構成図が提示されていること。統一化が図られているハードウェアには名称が付され、当該名称が図に示されていること。 4 すべてのシステム構成要素についての拡張性が提示されていること。 5 下記の書類が入札説明書で定める様式により適切に作成されていること。 (1) ハードウェア一覧 (2) ソフトウェア一覧 (3) ソフトウェア概要	ハードウェア及びソフトウェアの構成	1 仕様の要件を踏まえ、財務会計システム用に別途調達が必要となるハードウェア、基本ソフトウェア等のシステム構成について提案されていること。 2 必要となるハードウェアの信頼性向上方式が提案されていること。 3 提案するハードウェアの全体構成図及び各ハードウェアに搭載するソフトウェア構成図が提示されていること。統一化が図られているハードウェアには名称が付され、当該名称が図に示されていること。 4 すべてのシステム構成要素についての拡張性が提示されていること。 5 下記の書類が入札説明書で定める様式により適切に作成されていること。 (1) ハードウェア一覧 (2) ソフトウェア一覧 (3) ソフトウェア概要	ハードウェア及びソフトウェアの構成	1 仕様の要件を踏まえ、財務会計システム用に別途調達が必要となるハードウェア、基本ソフトウェア等のシステム構成について提案されていること。 2 必要となるハードウェアの信頼性向上方式が提案されていること。 3 提案するハードウェアの全体構成図及び各ハードウェアに搭載するソフトウェア構成図が提示されていること。統一化が図られているハードウェアには名称が付され、当該名称が図に示されていること。 4 すべてのシステム構成要素についての拡張性が提示されていること。 5 下記の書類が入札説明書で定める様式により適切に作成されていること。 (1) ハードウェア一覧 (2) ソフトウェア一覧 (3) ソフトウェア概要	ハードウェア及びソフトウェアの構成	1 仕様の要件を踏まえ、財務会計システム用に別途調達が必要となるハードウェア、基本ソフトウェア等のシステム構成について提案されていること。 2 必要となるハードウェアの信頼性向上方式が提案されていること。 3 提案するハードウェアの全体構成図及び各ハードウェアに搭載するソフトウェア構成図が提示されていること。統一化が図られているハードウェアには名称が付され、当該名称が図に示されていること。 4 すべてのシステム構成要素についての拡張性が提示されていること。 5 下記の書類が入札説明書で定める様式により適切に作成されていること。 (1) ハードウェア一覧 (2) ソフトウェア一覧 (3) ソフトウェア概要

処理方式	<ol style="list-style-type: none"> <li>業務システム概要から処理方式の抽出及び共通化等の検討を行う</li> <li>1. 処理方式に関する課題等を明確にした上で、処理方式の基本的な考え方、方針等に関する下記の処理パターンについて、処理方式、適用業務、制限事項等がイメージ図とともに明確に記述されていること。この場合において、イメージ図は、当該処理で使用されるハードウェア表現されるように作成されていること。プロトコル、処理手順等が漏れななほ、より適切なもの提案であれば評価の対象とする。</li> <li>2. オフライン帳票出力処理</li> <li>3. オフライン帳票出力処理</li> <li>4. ハットチ処理方式</li> <li>5. 財務システムファイル連携処理</li> <li>6. 文書管理 (電子決裁・審査) システムファイル連携処理</li> <li>7. 外字入力防制方式</li> <li>8. 提案するシステム構成要素としてのパッケージソフトウェア製品の位置付け及び業務フローラム等として作り込む部位について説明されていること。</li> </ol>
性能	<ol style="list-style-type: none"> <li>性能面に想定している考え方が記述されていること。目標値及び具体的な実績方法について記述されていること。</li> <li>1. 本県が想定している記述されていること。</li> <li>2. 実績オフライン処理性能</li> <li>3. ハットチ処理性能</li> <li>4. ハットチ処理性能</li> </ol>
セキュリティ	<ol style="list-style-type: none"> <li>セキュリティ要件に関する基本的な考え方及び方針が記述されていること。</li> <li>その他財務会計システムの構築に際して実装することが望ましいセキュリティ機能についての積極的な提案があること。</li> </ol>
システム運用	<ol style="list-style-type: none"> <li>システムの運用体制を含めた運用全体の形並びに整理した運用要件及びそれに適用する運用方式が記述されていること。</li> <li>提案する運用管理ツールについて、人札説明書で定める様式により、その概要、特徴及び主な仕様、適用範囲、適用方法、導入実績並びに選定理由が記述されていること。この場合において、運用管理ツール等の適用範囲と人間系の適用範囲がわかるよう記述されていること。</li> <li>インターネットにおいて業務系サービスを行う上で考慮しておくべき事項及びその対応について記述されていること。</li> </ol>
設計開発方法の考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト管理者に関する考え方について記述されていること。</li> <li>採用する設計開発方法論及びその採用理由が明確に記述されていること。</li> <li>採用する設計開発ツール、設計開発言語等について、その概要、特徴、適用範囲、採用理由等が記述されていること。</li> </ol>
設計開発に係るシステムスケジュール	<ol style="list-style-type: none"> <li>システム設計開発工程の考え方及び設計開始から安定稼働までのスケジュールが明確に記述されていること。この場合において、システム基盤及び運用設計の工程についても明確に記述されていること。</li> <li>工程別の作業項目について説明されていること。</li> </ol>
設計開発に係る今年度のスケジュール	<ol style="list-style-type: none"> <li>一に掲げる業務についての作業スケジュールが明確に記述されていること。</li> </ol>

設計開発の成果	各種設計書等の成果物の内容について記述されていること。
品質管理	品質管理に関する考え方、実施方法、具体的な目標等が記述されていること。
設計開発規模	財務会計システムの設計開発規模が記述されていること。この場合において、規模を表す単位の定義 (F/P法との関連) が明確に記述されていること。
設計開発工数	<ol style="list-style-type: none"> <li>業務システムの設計開発工数について工程別及び要員クラス別に記述されていること。</li> <li>システム基盤に係る工数について時期別及び要員クラス別に記述されていること。</li> <li>その他必要な作業についての工数について項目及び工数が記述されていること。</li> <li>上記すべての工数算定の根拠について設計開発規模との関連性が明確に記述されていること。</li> </ol>
設計開発体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>設計開発場所に関する提案者と本県の役割分担が記述されていること。この場合において、本県が現状において確保することが可能な要員数、この範囲内で実施することか可能な提案者の体制及び作業方法について、工程別に記述されていること。</li> <li>設計開発体制及び要員の役割を明示した上で、その考え方、根拠等について掲げる業務にかかわる要員の所属部署、役職、資格、経歴、実績、得意分野、経験年数等について記述されていること。</li> </ol>

別表第 2

判定の項目	判定の基準
形式及び装丁	提出を求めた書類が、すべて指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	委託の目的を果たすための実施体制が、業務内容に則したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	予算見込額の範囲内であるかつ、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものかどうか。



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月二十一日

山口県公安委員会

### 山口県公安委員会規則第十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則（昭和六十年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一国立山口徳地少年自然の家の項及び山口県長者ヶ原グリーンスポーツ広場の項中、「佐波郡徳地町大字船路」を「山口市徳地船路」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月二十一日

山口県公安委員会

### 山口県公安委員会規則第十五号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項の表試験の場所の欄中、「吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇番地の二」を「山口市小郡下郷三五六〇番地二」に改める。

別表一の項吹田山口線に関する部分中、「大字黒川」を「黒川」に改め、同表二の項九号に関する部分中、「吉敷郡小郡町前田町」を「山口市小郡前田町」に改め、同項一九〇号に関する部分中、「大字江崎」を「江崎」に改め、同項二六二号に関する部分中、「大字宮野下」を「宮野下」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山口県公安委員会告示第六十四号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十月二十一日

山口県公安委員会

表山口県防府警察署の部を次のように改める。



富海警察官 駐在所	防府市大字 富海	防府市大字 富海
小野警察官 駐在所	防府市大字 奈美	防府市のうち大字奥畑、大字久兼、大字中山、大字和字、大字奈美、大字鈴屋、大字真尾
大道警察官 駐在所	防府市大字 台道	防府市のうち大字台道、大字切畑

表山口県山口警察署の部山口駅前交番の項所管区の欄中、「大字上宇野令、大字上豎小路、大字下豎小路、大字円政寺、大字大殿大路、大字野田、大字八幡馬場、大字後河原、大字諸願小路、大字銭湯小路、大字久保小路、大字新馬場、大字中河原」を「上宇野令、上豎小路、下豎小路、円政寺、大殿大路、野田、八幡馬場、後河原、諸願小路、銭湯小路、久保小路、新馬場、中河原」に改め、同部湯田交番の項所管区の欄中、「大字下宇野令」を「下宇野令」に改め、同部大内交番の項から平川交番の項までを次のように改める。

大内交番	山口市大内 矢田	山口市のうち宮島町、上小鯖、下小鯖、大内御堀、大内矢田、大内長野
維新公園交番	山口市吉敷	山口市のうち穂積町、吉敷、中尾、矢原、朝田
平川交番	山口市平井	山口市のうち平井、吉田、黒川

表山口県山口警察署の部宮野下警察官駐在所の項所管区の欄中、「大字宮野下」を「宮野下」に改め、同部仁保警察官駐在所の項及び宮野上警察官駐在所の項を次のように改める。

仁保警察官 駐在所	山口市仁保 中郷	山口市のうち仁保上郷、仁保中郷、仁保下郷
宮野上警察官 駐在所	山口市宮野 上	山口市のうち宮野上、宮野下(字住吉、字東住吉及び字宮野中央に限る。)

表山口県小郡警察署の部を次のように改める。

山口県 小郡警察署	新山口駅前 交番	山口市小郡 下郷	山口市のうち小郡御幸町、小郡黄金町、小郡高砂町、小郡大江町、小郡船倉町、小郡緑町、小郡花園町、小郡田町、小郡若草町、小郡平砂町、小郡真名、小郡上郷、小郡下郷
新山口駅警 備派出所	阿知須交番	山口市小郡 下郷	山口市阿知須

陶警察官駐在所	山口市陶	山口市陶
鑄銭司警察官駐在所	山口市鑄銭司	山口市鑄銭司
名田島警察官駐在所	山口市名田島	山口市名田島
秋穂二島警察官駐在所	山口市秋穂二島	山口市秋穂二島
嘉川警察官駐在所	山口市江崎	山口市のうち嘉川、江崎、深溝
佐山警察官駐在所	山口市佐山	山口市佐山
秋穂警察官駐在所	山口市秋穂東	山口市のうち秋穂東(大海警察官駐在所の所管区を除く)、秋穂西
大海警察官駐在所	山口市秋穂東	山口市秋穂東(字大河内北、字大河内南、字浜中、字北条、字中条、字井南、字浜内、字赤崎、字小浜、字日地及び字天神町に限る。)

山口県公安委員会告示第六十五号

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更の届出があった。

平成十七年十月二十一日

山口県公安委員会

指定講習機関の名称 有限会社山口県総合自動車学校	変更事項	変更内容
	住所	変更後 山口市大字大内御堀一三〇〇
特定講習の業務を行う所在地	住所	変更前 山口市大字大内御堀一三〇〇

平成十七年十月二十一日印刷  
平成十七年十月二十一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)